

No	質問	回答
1	4/21までの事前相談①の建築概要がわかる図面等とは、具体的に何図のことか。また、計画はどの程度の完成度で、これより後の変更は可能か。	図面等は、募集要項の別添4に記載している配置図及び平面図になります。事前相談①での完成度については、別添2、別添6（保育室等を2階に設ける場合）の基準を満たすことが確認できる程度まで図面に落とし込んでください。事前相談②の期間まで図面の変更は可能です。
2	5月の事前相談②及び5/29～6/2の申請書一式のうち、図書類としては配置図と平面図しか記載がないが、立断面図や内外観が解るパース等、空間を表現するプレゼンテーションの為の説明図は提出不要か。	配置図・平面図以外は必須ではありません。ただし、補足資料として提出することは差支えありません。
3	ヒアリングでは、6/2まで提出した申請書のほか空間の説明に必要な追加説明資料による説明は可能か。	ヒアリングでは、提出していただいた申請書類に基づき質疑応答を行います。提案内容は様式第14号の提案書により、提案書枠外に注記しているとおり、定められたスペースの中でご提案いただくこととしているため、追加説明資料による説明はできません。
4	事業者選定において、申請書やヒアリングに対する評価項目ごとの配点を示して頂けるか。	配点については「非公開」としており、お示しすることはできません。
5	ヒアリング②の審議会審議員は、保育に関する有識者や、建築・まちづくりに関する有識者、一般市民など、行政以外の構成員も含まれるのか。	審議会の委員は、保育や児童福祉に関する学識経験者、地域福祉関係者、公認会計士で構成しており、行政以外の構成員による審査となります。
6	30年の定期借地契約の期間満了後に地域や法人の必要に応じて延長契約はあるのか。	契約期間満了時の状況によりますが、再契約の可能性も見込んでいます。
7	30年の定期借地契約の期間満了後に契約終了となる場合に、建立施設の解体など更地返却の義務が事業者の債務になるのか。	保育所用地は、契約期間満了後、事業者が施設を解体し、更地で市に返還して頂くこととなります。
8	全体の駐車場が整備されるまでの期間、保育所内に父兄送迎車のための広い回転広場を運営法人側で整備する必要があるか。又は仮設の駐車場は作ってくれるのか。保育園利用者の駐車場は全体駐車場使ってよいのか。園の敷地内にも何台か必要か。	共用駐車場の供用開始前は、市が北側道路から新園の車両出入口までの仮舗装を実施予定ですので、回転広場の整備は必要ありません。また、保育園の保護者が送迎のため使用する駐車場は、保育所用地内に設置してください。台数は、定員・周辺の状況等を考慮した提案としてください。
9	計画では北側道路からの敷地内への車両の進入や駐車を禁止されているが、救急車など緊急車両の速やかなアプローチが必要な場面が想定される為、施設への緊急出入口を設けても差支えないか。	路上駐車が発生を避けるため、北側道路からの敷地内への進入を不可としております。救急車等の緊急車両のアプローチなど緊急用の出入口を設けることは差支えありません。ただし、常用の出入口として利用することはできません。
10	火災時を想定した場合、消防車両の北側道路からと南側園庭の乗り入れの両面からのアプローチが出来る事が有効と考えられますが、そうした想定で配置計画を組んでよいか。消防署との協議で指導があった場合はどちらを優先したら良いか。	北側道路側に緊急用出入口を設けることや保育所用地内の南側に緊急車両が入れるような計画をすることは差支えございません。また、保育所建替用地の北側以外の外構（南側の広場、東側の緑道、西側の共用駐車場）は、市が整備及び管理を行う外構となるため、消防署からの指導があった場合は、市へご相談ください。
11	子供の安全の為、食材搬入など事業用車両の進入について子供の導線と分けた方が良いと思うが、西側駐車場からのみだと難しいと思われる。どの様にお考えか。	保育所用地への車両の進入は西側駐車場からのみを前提に、安全に配慮した計画としてください。
12	入札時期と工事開始時期について、確実に年度内に工事が完了するため、4月の内示後すぐに工事契約をして工事に取り掛かれるように、内示前の2月頃に入札手続きを行うスケジュールで設計を進めることは可能か。それとも、内示後に入札手続きをしなくてはいけないのか。	国庫補助金の内示前に、入札のような契約の事前準備に当たるものは実施して問題ありません。ただし、内示前に工事業者と契約した場合は、補助対象外となります。また、契約を担保するような仮契約も内示前は認められません。
13	設計監理料は補助金の対象になるか	補助対象となります。ただし、国庫補助金の内示前に契約したものについては、補助対象外となります。
14	年度内の工事完成を確実にするため、設計監理契約は事業者選定後すぐに行うこととした場合、内示前となるが補助金の申請上、問題ないか	国庫補助金の内示前に契約したものは補助対象外となります。

15	計画上、現況敷地の高低差及び全体計画駐車場との高低差、周囲に計画されている施設の想定レベルといった資料はあるか。もしあれば提示可能か。	現状でお示しできる資料はありません。
16	隣接地に計画予定の若葉図書館及び千城台公民館には、どんな機能を持つ施設を計画する予定か。周囲施設との連携を考える上で参考になる程度で良いので現段階で示せる内容があれば教えていただきたい。	隣接地に整備を予定している若葉図書館及び千城台公民館については、具体的な計画は現在検討中のため、お示しできるものではありません。
17	市の大きな駐車場があるのに、その横に接して保育園を独自でまかなうとの事ですが、敷地内に駐車場を15台程度確保し車路までとると、園庭面積を非常に圧迫してしまい、園庭を豊かに取ろうとすると2階建ての計画が前提となってしまいます。そこで敷地西側の市の駐車場に車路がとれるものとして、西側境界に沿って平入りで駐車する計画としてよいでしょうか？	共用駐車場の整備に制約が加わることから、共有駐車場から保育所駐車場への平入りの計画は行わないでください。
18	2階に保育室を取るとした場合に、現在の東第一保育園では2階に0・1・2歳児の保育室がありますが、父兄の迎えや地面での乳児の発育、そして職員室の近くに乳児を配する保育を理想とする場合に、1階が0・1・2歳児で2階に3・4・5歳児という配置としてもよろしいでしょうか？	1階、2階の保育室の配置については、保育を運営するうえで適切であると考えられる配置をご提案ください。
19	北側道路から給食の搬入は確実な安全が理由であってもいけないという回答でしたが、北側道路を歩いてきた利用者が、徒歩や自転車ですり込み敷地に入るための通路があることは、歩行者の権利を考えると禁止されるべきではないと感じます。また、建築基準法の「建築敷地の接道義務」の法の主旨から考えても「建築基準法第42条に規定する道路」に向けた敷地への出入りが全くないという公共施設計画は許可されないと思うのですが、歩行や自転車での保護者の送迎も、道路からでなく西側の千葉市の駐車場から回り込んで入らなくてはならないという事でしょうか？その場合、誰の権利でそのような道路利用の制限規制がされるのでしょうか。	路上駐車が発生が危惧されるため、市として今回の市有地を貸与する条件として北側道路からの敷地内の進入を不可としております。
20	現在の千城台東第一保育所では、3歳以上児において縦割保育を行っているが、民間保育園移行後に三者協議等にて保護者に十分に説明を実施しながら同意を得た場合には年齢別保育に切り替えることは可能でしょうか。また、同意の取り方はどのような形式で実施したらよいでしょうか。	原則として民間移管から3年経過後、縦割保育から年齢別保育に変更する場合は保護者に十分な説明を行ってください。
21	民間移行園として、副食費や教材費等の特別徴収費を変更する場合、千葉市担当者、千城台東第一保育所の保護者へどのようなタイミングで説明会等を実施し決定したらよろしいでしょうか。	整備・運営法人決定後、保護者、整備・運営法人、市の三者で開催する三者協議会において協議の上、決定することとなります。
22	民間移管前に勤務している千葉市千城台東第一保育所の非常勤職員の雇用について、民間移行後の保育園へ就職を希望する者についての聞き取りを行なうタイミングは、いつごろになりますでしょうか。	会計年度任用職員への意思確認は、これまでの例では移管前年度の7～8月頃に行いました。千城台東第一保育所についても同時期を想定しておりますが、具体的な時期については、改めてお知らせいたします。
23	施設長予定者や主任保育予定者が、引き継ぎ期間中及び開園年度の年間等のカリキュラム策定や行事の運営、保育のアプローチ等の決定プロセスについて、ある程度の係わりを持つことは可能でしょうか。	民間移管の前年度は、施設長予定者や主任保育予定者に現保育所のカリキュラム策定、行事の運営、保育等について、引継ぎをしていただきます。開園年度からのカリキュラム策定等については整備・運営法人で決定、実施していただきますが、移管前の公立保育所で行っていた行事等は、原則、引き継いでいただくこととなります。

今年度の千城台東第一保育所のクラス別の職員配置数(支援のための職員数も含む)を教えてください。また、正職員以外の朝の登園時間帯と午後の降園時間帯のパート職員等の配置数についても教えてください。

令和4年4月1日時点のクラス別職員数は以下のとおりです。

(単位:人)

クラス名	児童数							保育士	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正規職員	会計年度任用職員 (補充保育士)
つくし	6	4					10	2	1
すみれ		18					18	3	3
たんぼぼ			11				11	2	0
ちゅうりっぷ			14				14	3	0
ゆり				9	9		18	2	0
ぼら				8	9		17	1	1
すずらん				8	8	8	24	2	1
計	6	22	25	25	26	25	129	15	6

※ 看護師等のみなし保育士を含む

※ 上記のほか、年休代替職員10人、休憩代替職員4人、延長保育従事5人

また、会計年度任用職員(パート)の配置数は日によって異なるため、概ね下記のとおりになるよう配置しております。

時間帯	配置数
7:00~8:30	5人
16:30~	7人
17:30~	5人
18:30~	5人
19:00~	2人